

住宅・不動産市場活性化のための緊急対策

平成 20 年 12 月 15 日

国 土 交 通 省

1 目的

米国発の世界的な金融市場の混乱により、我が国の住宅・不動産市場では、健全な事業についても、金融の目詰まりがみられ、住宅・不動産を取得する者と、売却する事業者双方の経済活動が停滞し、取引の減少や価格の下落等により、広く日本経済全体を負のスパイラルに巻き込もうとしている。

こうした状況を踏まえ、住宅・不動産市場の供給サイド、需要サイド両面からの施策を緊急に講じ、住宅・不動産市場の活性化を通じた日本経済の再生を図る。

2 供給サイドの施策

(1) 年度内に速やかに実施

- ・住宅金融支援機構による事業資金の調達円滑化支援
- ・日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務を活用した、健全な事業を営む住宅・不動産事業者等に対する資金繰り支援

(2) 平成 21 年度当初予算における要望等

- ・都市再生のために緊急に必要な大型都市再生プロジェクトや地方の優良な民間都市開発事業への資金支援

3 需要サイドの施策

(1) 年度内に速やかに実施

- ・ 優良な住宅取得支援制度の拡充（既存住宅に係る要件緩和）

(2) 平成21年度当初予算における要望等

- ・ 住宅ローン減税の期限延長・過去最高水準までの引上げ、個人住民税からの減税等大幅拡充
- ・ 長期優良住宅の建設促進、既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ改修等を促進するための投資型減税措置の導入等
- ・ 優良な住宅取得支援制度の金利優遇期間の延長
- ・ 景気回復期間中に土地需要を集中的に喚起するための特例措置
 - 取得する土地の将来譲渡益に係る1,000万円特別控除の創設
 - 保有する土地の将来譲渡益に係る課税の繰延べ制度の創設
- ・ 登録免許税・不動産取得税の軽減措置、事業用資産の買換え特例の延長

4 その他

その他住宅不動産市場の活性化に資する関連施策を総合的に推進する。